



全国高文連第174号  
令和2年 3月10日

都道府県高等学校(芸術)文化連盟会長 様

公益社団法人全国高等学校文化連盟  
会長 五日市 健



### 個人情報及び肖像権の取扱いについて（通知）

このことについて、下記内容をご確認いただき、全国高文連事業へ生徒が参加する場合には、本個人情報及び肖像権の取扱いについて、参加者本人及び保護者、指導者等関係者への十分な周知をお願い致します。

#### 記

#### 1 個人情報保護法

##### (1) 法の趣旨

この法は個人情報（氏名や生年月日等の特定の個人を識別できるもの）の適正な取扱いに関し基本的な事項を定め、個人の権利・利益を保護するために定められた法律である。また、個人情報はその利用目的が明確にされ、その目的達成の範囲内で取り扱われなければならない。

##### (2) 留意事項

全国高文連事業への参加に係わって、プログラム、記録集や名簿等の各種印刷物、ウェブサイト及びディスクメディアに氏名等の個人情報を掲載する場合は、予め本人に利用目的を知らせるとともに、その趣旨を記した承諾書に署名捺印してもらう。必要に応じて保護者にも同様の措置をとる。

#### 2 肖像権

##### (1) 肖像権の趣旨

肖像権とは人から自分の肖像を写真に写されたり、絵に描かれたりしない権利。またそれらの肖像を他者に勝手に使用されない権利。

##### (2) 留意事項

全国高文連事業へ参加した場合、許可された組織・企業及び実行委員会によって写真撮影やビデオ撮影が行われ、その肖像が公開される可能性があることを予め本人に知らせるとともに、その趣旨を記した承諾書に署名捺印してもらう。必要に応じて保護者も同様の措置をとる。

#### 3 各都道府県及び各学校の対応

基本的な考え方は上記1、2の(2)の留意事項のとおりですが、各地域、又は学校の実態等を勘案して対応をお願いします。

※参考資料－別紙

#### 4 全国高文連事業への参加条件

全国高文連事業への参加者は、個人情報及び肖像権の規程に関する全国高文連の方針、すなわち、参加者の氏名、学校名、写真、映像等個人情報及び肖像が活字や静止画、動画として掲載又は公開される可能性があることを承諾した上で参加したものと見なします。

公益社団法人全国高等学校文化連盟事務局

〒020-0835 岩手県盛岡市津志田26地割17番地1

岩手県立盛岡第四高等学校内

電話 019-656-5010 FAX 019-656-5015